

香川県出先機関事務決裁規則及び香川県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第101号**

香川県出先機関事務決裁規則及び香川県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則  
(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

第1条 香川県出先機関事務決裁規則(昭和44年香川県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表4(第3条、第4条関係) 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項					別表4(第3条、第4条関係) 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項				
1~30 略					1~30 略				
31 土木事務所					31 土木事務所				
関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 課長等		関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 課長等	
1~17 略					1~17 略				
18 下水道法関係 事務 法…下水道法	(1) 損傷を受けた公共下水道等の施設に関する工事に要する費用を負担させること。(法18条、 <u>25条の30、31条</u> )	略			18 下水道法関係 事務 法…下水道法	(1) 損傷を受けた公共下水道等の施設に関する工事に要する費用を負担させること。(法18条、 <u>25条の18、31条</u> )	略		
	(2) 公共下水道台帳等を調整し、及び保管すること。(法23条1項、 <u>25条の30、31条</u> )					(2) 公共下水道台帳等を調整し、及び保管すること。(法23条1項、 <u>25条の18、31条</u> )			
	(3)・(4) 略					(3)・(4) 略			
19~26 略					19~26 略				
32 略					32 略				

(香川県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県環境影響評価条例施行規則(平成11年香川県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第12条関係)		別表第2(第12条関係)	
対象事業の区分	準備書等の送付時期	対象事業の区分	準備書等の送付時期
1~7 略		1~7 略	
8 別表第1の8の項に該当する対象事業	下水道法第4条第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)若しくは第25条の23第2項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく協議の申出又は同法第4条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)若しくは第25条の23第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出の前	8 別表第1の8の項に該当する対象事業	下水道法第4条第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)若しくは第25条の11第2項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく協議の申出又は同法第4条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)若しくは第25条の11第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出の前
9~14 略		9~14 略	

附 則  
この規則は、令和3年11月1日から施行する。